

手持ち工事制度の再開について

本市では、東日本大震災からの復旧・復興を早急に実施するため、手持ち工事制度を休止しておりました。

復旧・復興に係る工事等が概ね完了し、今後本市が発注する工事件数及び発注金額が減少することが想定させることから、より多くの市内業者の受注機会を確保するため、手持ち工事制度を再開することとします。

1 対象工事

- (1) 本市が発注する予定価格130万円を超える工事。
- (2) 特定建設工事共同企業体による工事の場合、その代表者及び構成員。
- (3) 令和5年度以降の繰越工事、継続費及び債務負担契約工事。

※ 令和4年度以前発注分の繰越工事、継続費及び債務負担契約工事は対象としない。

2 工事制限

- ・ 同一業者の手持ち工事は、同一格付工種で3件、最大5件を限度とする。
- ・ 基準日において限度に達している場合、いずれかの工事が完了しなければ入札に参加できない。

【再開後】

手持ち工事				新規発注工事		受注の可否
業者A	1	土木	○○道路改良工事	土木	×	いずれか1つの工事が終了しない限り、新規発注工事の入札に参加できない。
	2	土木	■道路改良工事			
	3	土木	●橋新設工事			
	4	建築	※※小学校長寿命化改修工事			
	5	建築	▼▼中学校長寿命化改修工事			
業者B	1	土木	○○道路改良工事	土木	×	建築のみ入札に参加できる。土木はいずれか1つの工事が終了しない限り入札に参加できない。
	2	土木	■道路改良工事			
	3	土木	●橋新設工事			
	4	建築	▼▼中学校長寿命化改修工事			

【現行】

手持ち工事				新規発注工事		受注の可否
業者A	1	土木	○○道路改良工事	土木	○	全ての新規発注工事に参加し、全ての工事を落札することができる。
	2	土木	■道路改良工事			
	3	土木	●橋新設工事			
	4	建築	※※小学校長寿命化改修工事			
	5	建築	▼▼中学校長寿命化改修工事			

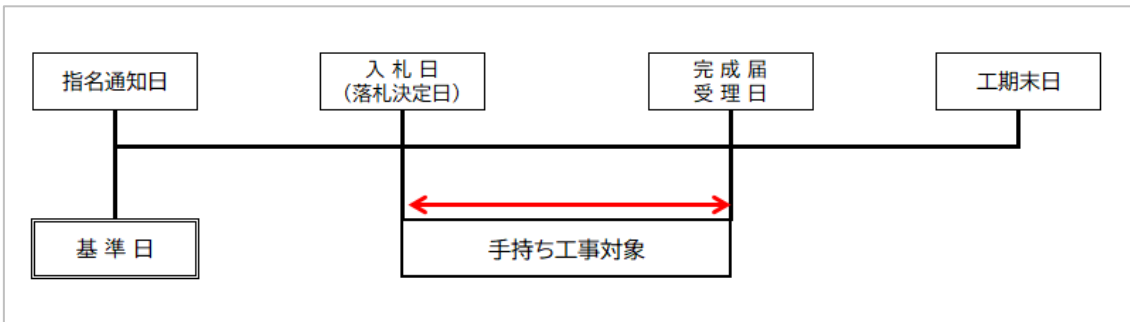
3 手持ち工事基準日

- ・指名競争入札の場合：指名通知日
- ・一般競争入札（入札前資格審査型）の場合：入札参加資格審査結果通知日
- ・一般競争入札（入札後資格審査型）の場合：入札参加申請書の提出期限

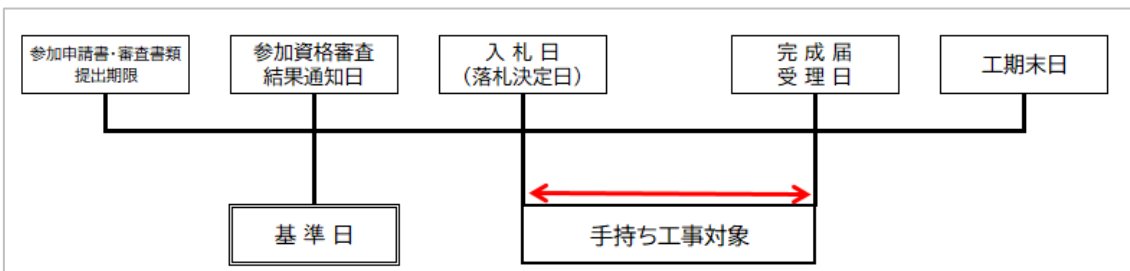
4 対象期間

落札日から完成届を石巻市へ提出した日まで

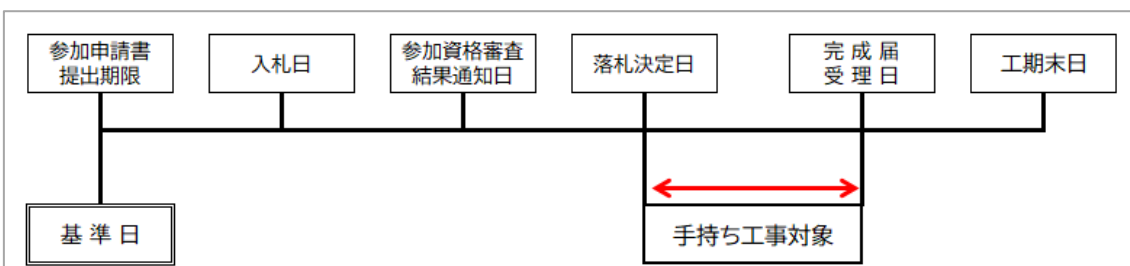
【指名競争入札の場合】



【入札前資格審査型一般競争入札の場合】



【入札後資格審査型一般競争入札の場合】



5 適用日

令和5年4月1日から再開することとし、同日以降に発注する工事から手持ち工事制度の適用を再開する。

【お問い合わせ先】

石巻市総務部管財課契約係 電話0225-23-6611、6612